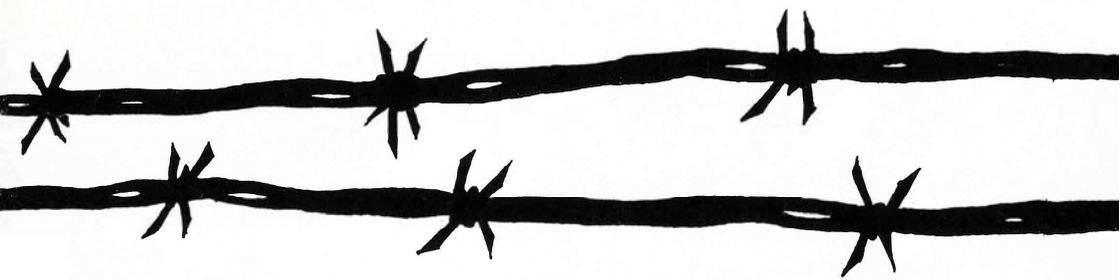


南アフリカの 人種差別

Anatomy of Apartheid



アパルトヘイトに関する
質問と答え



国際連合広報センター

国際連合広報局編

南アフリカの 人種差別

アパルトヘイトに関する
質問と答え



国際連合広報センター

は し が き

最近、南アフリカ共和国政府のアパルトヘイト（人種隔離）政策とそれに対する国連の行動に関する質問がとみに増えています。このパンフレットはそれらの質問に答えるものとして作成されました。

国連総会は一連の決議でアパルトヘイト政策を厳しく非難し、できるだけ多くの人々にこの政策を知らせるために適切な措置をとるよう事務総長に要請しました。このパンフレットはその要請に応えるために国連広報局が作成したものです。

この中に述べられている事実、数字、引用文は、主として、このパンフレットの付属書として他の参考文献と共に載せられている国連の公式記録から引用したものです。（39頁参照）

アパルトヘイトとは何ですか。

アパルトヘイトとは切り離すということの意味し、南アフリカ共和国政府が自国の人種隔離制度に与えている名前です。この制度は、全人口の5分の1以下にすぎない白人が、事実上、同共和国の問題すべてを統治できるようにするものです。

アパルトヘイトの下では、白人以外の人々の移動の自由や政治的、経済社会的権利が大巾に奪われています。主な鉱業地帯も含め、国土の大半は少数の白人のためにとっておかれ、アフリカ人はそれ以外の土地に強制的に移されています。オランダ語を話すアフリカーナや英語を話す人々が1909年の制定法の下に南アフリカ連邦を結成しましたが、それ以来、白人は人種隔離政策をおし進めてきました。1948年、国民党が政権を獲得してから、アパルトヘイトは公式な国家政策となりました。

この政策はどうして始められたのですか。

「国民党指導者の公式声明が示していることは、アパルトヘイトへかり立てている力は、信じられないほどに馬鹿げた白人の優越感である」と、1968年、国連の「少数者の差別防止と保護に関する小委員会」のために作成された特別研究草案が述べています。⁽¹⁾ 19世紀に、アフリカーナはこの優越性を正当化するために聖書を利用しました。それは、この土地にもともと住んでいたバンツ族を旧約聖書の創生記に出てくるカナンの子孫と見なし、彼等は前世から召使いとなるよう運命づけられている、というものです。聖書には次のように書かれています。「そしてノアは云った。カナンはのろわれよ。彼はしもべのしもべとなって、その兄弟たちに仕える」(旧約聖書)。今日ではほとんどのアフリカーナはこの考えを信じていません。

南アフリカ与党の指導者は、「歴史的状況によって、白人はより遅れた文明をもつ非白人と接触せざるをえなくなった」ので、西洋文明を保護し、守るのが白人に課せられた義務である、と主張しています。

彼等は、衝突をさけ、白人の管理と支配とを永続させるために、種族別に隔離し、白人でない人々との接触をできるだけ少なくしなければならないと主張しています。⁽²⁾

前のヘンドリック・フェアワルト首相は、1963年1月25日の下院で次のように述べました。「これをつきつめて云えば、問題はこうである。すなわち、われわれは南アフリカを白人の国にしておきたい。『白人の国にしておく』ということは、ただ1つのことしか意味しない。すなわち、白人の支配である。白人の『リーダーシップ』で

もないし、『補導』でもない。『支配』と『優越』である。』(2)

簡単に云って、アパルトヘイトはどのようにして実施され、また白人以外の人々はどのような影響を受けていますか。

国連人権委員会の特別報告者が提出した1967年の報告書は、2つのことがアパルトヘイトの「基盤」をなしていると述べています。すなわち、人口を人種別に分類すること、それとこれらの人種を地理的に隔離してしまうことです。たとえば、人種はそれぞれ別々に切りはなされた地区に住み、別々のバスや汽車で旅行します。学校や教会はもちろん、レストラン、映画館、海水浴場、クラブやスポーツの試合も別です。彼等はそれぞれ別の戸口から出入りしなければならないし、公園でも違うベンチに腰かけ、電話ボックスやタクシーの乗物などしばしば違います。彼等は別の病院に行き、違う墓場にほうむられます。動物園や美術館、博物館、一般市民の庭園でさえも、白人とそうでない人々との利用する時間が違います。白人と非白人との性関係は特にきびしく禁止され、それが見つかりと残こくなまでに罰をうけます。

さらに、特別報告者が注目していることは、同国政府は白人以外の人々が議会に代表されるのを拒み、政治的反対者の出現をきびしく制限してきていることです。政府は、また、何千というアフリカ人を都市にある家から追い出して遠くの居住地に送りこみ、混血の人々やアジア人の占める地区を「ゲトー」と呼ぶことにしました。「ゲトー」とは主に昔のイタリアでユダヤ人の居住地に指定された地区で、一定時刻後は地域外に出ることを許されなかった。現在では一般的にある人種集団が隔離されているような一面をさす。) 非白人指導者達はその活動を制限され、また何回となく刑務所に入れられてきました。何千人も人は過酷なアパルトヘイト法の下に逮捕され、有罪の判決を受けてきました。非白人は、また、多くの仕事からも除外され、彼等のつける職と云えば収入の低い、卑しい職がほとんどです。例えば、召使いの賃金は1時間につき5セントから6セント(18円から22円)で、炭坑夫は1時間10セント(36円)以下で雇われています。各種族は、また、「彼等が住む社会により、人生における機会にしたがって」別々の場所で、異なる方法によって教育されています。(3)

アパルトヘイトに対して国連はどのような考えをもっているのですか。

総会は人種差別と人種的優越に基づく政策を「人間の尊厳に対する非難すべきかつ矛盾する」ものとして描き、「人種差別とアパルトヘイトは人権と基本的自由および

正義の否定であり、人間の尊厳^{そんげん}に対する犯罪である」と宣言し、「人種差別とアパルトヘイトは……経済社会開発の重大な障害となるものである」とみとめ、「そのような差別政策の続行は……平等、自由および正義の理想を実現するための進歩と国際協力に……一致しないものである」との考えを表明しました。最近、数多くの決議の中で、総会はアパルトヘイトを「人類に対する犯罪」として描いています。安全保障理事会はアパルトヘイト政策を「人類の良心にとって忌まわしい^{いさま}」ものとして描いています。⁽⁸⁾

1968年、インドのニューデリーで開かれた「あらゆる形の人種差別撤廃^{てつぱい}に関する国際セミナー」の参加者は、「アパルトヘイトの政策は人権のはなはだしい侵害であり、文明社会の行為基準^{いっぽん}のはなはだしい逸脱である」との結論に達しました。

国連教育科学文化機関（ユネスコ）の報告書は、アパルトヘイトは「人種的、集団的対立に対する許しがたい解答であるばかりでなく、それ自体の中にそのような対立の大きな原因がある」と述べています。⁽⁹⁾

ウ・タント国連事務総長は、南アフリカ共和国における広範囲にわたる人権の侵害^{いけん}を遺憾とし、次のような見解を表明しました。「人種差別と隔離の思想を隣接地域にまで拡大しようとの最近の試みはもちろん、南アフリカ政府が続けているアパルトヘイト政策は、世界の多くの場所で、正義と平等とに基づいた社会に向って平和的に発展していくという可能性に対する信念を失なわせることになった。」⁽⁴⁾

南アフリカ政府は人種をどのように分類していますか。

南アフリカでは誰もが人種別に分類されます。そして、この分類に従って住民登録をしなければなりません。慣習的に、南アフリカでは主として4つの「人種」グループに分けられています。すなわち、「白人」、これはヨーロッパ等の人々のことを云います。「バンツー」は「アフリカのすべての原住民族または原住部族」を指します。「アジア人」はアジア系の人々（主としてインド人とパキスタン人）を意味します。「有色人」は主として混血の人々ですが、その他にも南アフリカのマラヤ人のように特別のグループも含まれます。

1967年度の年央推計^{ねんねんすう}によると、人口の人種別構成は次の通りでした。

バンツー	12,750,000
白人	3,563,000
有色人	1,859,000

計 18,733,000

1950年の住民登録法によって、16才以上の人は誰でも人種別の身分証明書を持って歩き、要求があればいつでもそれを見せなければならなくなりました。1952年のバンツール修正法（通行証明書廃止と登録調整）は、16才以上のすべてのアフリカ人は「身元保証書」を発行されなければならないと規定しています。これは90ページぐらいの手帳で、それには身分証明書、指紋、写真、雇用記録や雇用者が毎月行なう署名、納税領収書、それにその地域にいたり、職を求め、求職や就職のための旅行をする許可などが含まれています。もしアフリカ人がこの身元保証書を持ってなかったり、それがよく整理されていないと有罪となります。

1人1人の人種別分類は、それによって権利や自由の範囲が決定されるので、もっとも重要なことです。白人以外の人々に対して、それは「どこに住み、どのようにして生き、どんな仕事をし、どんな種類の教育を受け、どんな政治的権利をもち、誰と結婚でき、利用できる社会的、文化的、レクリエーション施設の範囲、それに一般的に自由に行ないうる行動と移動の範囲」などを決定します。⁽⁵⁾

人種別分類によって深刻な悲劇も生まれています。例えば、最近の国連報告書はサンドラ・レングの話伝えていています。彼女は11才の少女ですが、両親も2人の兄弟、1人の妹も白人であるにもかかわらず、彼女は、アフリカ人であることを示すいくつかの特徴がみられるという告げ口のために、1966年、「白人」から「有色人」へ分類換えされてしまいました。両親は、彼女がこれまで通っていた白人学校へ今後通学させてはならないと申し渡されました。アパルトヘイト法の下では、彼女は召使いとして登録されない限り、自分の両親とさえ一緒に住むことができません。彼女の父親は、妻が悲しみのあまり、「何度も自分の命を絶ち、自分と一緒に娘もつれていこうとした」と報告しました。この事件は世界中の新聞で報道されました。そして、上告の結果、やっと1967年7月、サンドラ・レングは「白人」に再分類されました。彼女は、2年も学校を休んだあげく、やっと二度と俗世界にもどることのない白人の修道院に入ることを許されました。⁽⁶⁾

政府は具体的にどのようにして人種を隔離しているのですか。

人種の隔離はまず第一に全国土をヨーロッパ人地区とアフリカ人居住地区に分割

し、またヨーロッパ人地区にいる人々をいわゆる「集団地区」に隔離することによって行なわれています。

アフリカ人居住地区は南アフリカ国土のわずか13パーセントを占めるにすぎません。しかし、人口の点ではアフリカの方が白人をはるかにしのぎ、およそ4対1の割合です。現在の居住地区は8つの「民族」単位地区または「バンツール地区」からなっており、そこには産業というものはほとんどなく、また重要な職業につく機会もありません。さらに、彼等のほとんどが生活の糧を得ている土地の多くは、荒廃していると云われています。他方、白人地区はすべての主要都市、港、飛行場、金鉱やダイヤモンド鉱山を含んでいます。南アフリカをアフリカ人地区と白人地区に分割することは、地理的基礎にたつて各人種別集団の「個別的な発展」を促がすという同国政府の方針によるものです。従って、すべてのアフリカ人は、たとえ全生涯を他の場所で過ごすとしても、「バンツール地区」の1つを「本籍地」としなければなりません。現在、半数以下のアフリカ人しかこれらの「故国」に住んでいません。1960年の国勢調査によると、アフリカ人が「ヨーロッパ人地区」の人口の多数を占めていました。

同国政府の地理的隔離政策は、重要な立法措置、すなわち集団別地域法によってさらに強化されました。これはもともと1950年に通過したのですが、1966年の改正とともに再発効したものです。その目的はアフリカ人居住地区以外の特定地区をある1つの人種集団だけの占有地とし、このようにして特に都市地域での隔離を実施するものです。1968年2月までに、全部で1,073の「集団別地域」が指定されました。

1945年のバンツール（都市地域）統合法の改正の下に都市域内または都市周辺のアフリカ人はある特定の指定地区、たとえばバンツール村またはホステルに住むよう要求されます。さらに、1927年のバンツール統治法の改正によって、共和国大統領は各個人や部族民を彼等の居住地から移動させ、ある一定期間または無期限に大統領が指定する場所に送りこめる権限が与えられています。⁽⁸⁾

居住地を制限する法律はどのように適用されるのですか。

各種の人種集団が南アフリカに住み、そこに何代にもわたって住んできたので、「原住民居住地区」および「集団別地域」法の適用によって、何千人もの人々が強制的に故郷を離され、時には非常に大きな苦境に立たされました。1968年6月、公的権威筋によると、都市のヨーロッパ人地区に住んでいた20万3,500人のアフリカ人や村落地帯のヨーロッパ人地区に住んでいた数えきれない程の多くの人々が、バンツール

居住地区に移住させられたと云われています。⁽⁴⁾ 人権委員会の特別報告者は、政府が目指している政策は明らかに、「すべての主要都市の中心部を白人の集団地区として宣言すること」で、そこに住んでいる白人以外の人々が自分達の家を売払い、指定された集団地区に移動することを要求していると述べています。

「この政策の顕著な例は、有色人が何世紀にもわたって住んできたケープタウンの中心街である第6地区を白人の集団地区として宣言したことであった。」⁽⁸⁾

特別報告者は、また、アフリカ人は「ヨーロッパ人地区で外国移民労働者と見なされている」と述べています。例えば、政府は「流入管理」制度を設けています。これは、アフリカ人労働者が仕事のため白人地区に入ることを制限しようとするものです。「流入管理」規定の違反によって、毎年多数の人々が有罪の判決を受けています。1966年の最初の6か月間だけで、36,762人が南アフリカの主要都市域で適切な身分証明書を持っていなかったとの理由で、有罪となりました。全部で27,323人が許可なく72時間以上同地域にいたという理由だけで有罪の判決を受けました。

大きな、主要種族集団だけが隔離されるというわけではありません。この政策によって、個々の「部族」または「種族」がまったく異なる土地に割り当てられています。そのことに関して特別報告者は1つの例をあげて説明しています。シャンガン族とベンダ族は何年もの間一緒に住み、部族間結婚も行なってきましたが、1968年以来1,000人以上の部族民が「強制的に住みなれた土地を追い立てられ、」お互いに離れて住まなければならなくなりました。彼等は新しい「故国」^{ホームランド}に到着した日から、「冬の風から身を守ると云えば毛布だけで、戸外に眠らなければなりませんでした。」⁽⁴⁾ 白人地区で生活費を得られない多くのアフリカ人は、「再植民村」や「一時的な収容キャンプ」に送られることが、報告されています。これらは辺りな、荒れはてた所にあり、原始的な生活が営まれ、適切な医療、教育施設もなく、働く機会もほとんどないと云われています。政府のパンツール問題委員会の議長は、1968年5月2日、都市地域には経済活動に従事していないアフリカ人が400万人おり、政府の政策は彼等をすべて「故国」^{ホームランド}に送りこむことである、と述べました。⁽⁴⁾

南アフリカ国内で集団別地域法に対する反応はどんなものですか。

集団別地域法に反対する南アフリカ人の次のような見解が、国連アパルトヘイト特別委員会の1967年と1968年報告書に述べられています。

トランスバール州インド人議会議長ナナ・シタ氏——40年間住みなれたプレトリア

の家から移転するのを拒否したために有罪の判決を受けたが、「集団別地域法は、それが適用される者にとって、極めて残酷、冷酷、グロテスク、忌まわしく、不正、悪徳、下劣で屈辱的なものである。人間の苦しみ、みじめさや不幸を冷酷にも無視してインド人に強制的に適用されている法律が、どうして正義に基づくものと云えようか。それはいかなる人間の理解をも超えるものである」と語っている。(7)

ナタール州上院議員チャールズ・ヘンダソン氏——アフリカ人がライムヒルの再植民地に移動させられるのを評し、「ほとんどの場合、何世代にもわたって住んできた家に、全く合法的に住んでいる人々が、政府の政策に従って移動されつつある。一般的な移動の原則に関する限り、何のいわれもなく彼等は移動させられており、彼等はこの政策の実施に関しては何らの力も持たない。云いかえれば、彼等は大臣の決定に対してまったく無防備である。」(8)

進歩党リーダーのレオ・ポイド氏——アフリカ人の移動を評し、「白人だけによって選ばれ、白人に対してのみ責任をもつ政府は、ダンディー付近のアフリカ人が闘いにとってきたわずかだが貴重な財産も（取り上げている）……もしダーバン地方の白人家族が1夜のねぐらもないならば、何10人も寛大な人々が直ちに援助の手を差しのべるであろうに。」(9)

南アフリカ政府は、「バンツール」制度は種族の「個別的発展」または秩序ある共存の政策であり、各種族が自由にその権利を行使できるようにするものであると云っています。それは本当ですか。

人権委員会の特別報告者は、1967年の報告書で、次のように述べています。アフリカ人の居住地がアフリカ人の故国となるものであるとの信念は、「歴史の歪曲と今日の現実の否定に基づくものである。今日、少数のアフリカ人しか居住地に住んでいない。」バンツール制度の意味することは、アフリカ人が全国土の13パーセントで自治を得る代りに、残りの87パーセントの土地で平等の権利を得る希望を失ってしまったなければならないものである、と報告者は指摘しました。さらに、共和国大統領は、「すべてのバンツール族の最高族長」として、居住地の立法措置に強力な権限をもっていると同報告は述べています。「従って、居住地は——自治の権限が与えられていることは別として——行政と立法に関して、完全に中央政府の政策決定に左右されている。」さらに、居住地はその住民を十分に支えていくだけの経済的資源を所有していません。(10)

1963年のトランスケイ憲法は、トランスケイに最初の自治地区、「バンツール居住地」を設置しました。しかし、1968年6月、バンツール行政開発事務次官は、トランスケイが2年以内に独立を与えられるとの提案を否定しました。「……この議会が、——他の何人でもない——いつ彼等が独立を得るかを決定する」と彼は云いました。⁽⁴⁾

特別報告者はさらに、トランスケイは、基本的人権と自由の制限のために、1960年以来、事実上非常事態下にあると述べました。⁽⁵⁾

南アフリカの白人以外の人々は、どんな政治的権利をもっていますか。

南アフリカ議会は常に白人だけから構成されてきました。3人のヨーロッパ人がアフリカ人(全人口の70パーセント)を代表して選ばれてきましたが、この制度も1960年には廃止されました。⁽⁶⁾ さらに、1968年の人種別有権者代表修正法は、ケープ州の「有色人」有権者をヨーロッパ人が議会において代表する制度も1971年に終了すると規定しています。⁽⁴⁾ 残りの「有色人」は一度も議会で代表を送ることはできませんでした。

1960年以前には、アフリカ人の政治活動はアフリカ人民族会議と汎アフリカ会議の2つの組織を中心に行なわれていました。しかし、1960年、政府は不法組織法を制定し、州知事に2つのアフリカ人組織を不法と宣言する権限を与えました。「その結果、トランスケイを除き、すべてのアフリカ人の政治活動はやめさせられました。」⁽⁴⁾

1968年の政治干渉禁止法は複数種族による混合政党を禁止しています。この立法措置は反対党の出現を妨げてきました。進歩党は強制的にその党員を白人だけに制限させられ、自由党は多民族主義の原則を捨てるよりはと、解散することに決定しました。⁽⁴⁾

さらに、白人以外の人々の集会はいろいろの理由から禁止されています。例えば、もし彼等が「近所に住む人々に迷惑をかけると思われる」とき、または「共産主義の目的達成のために闘うとき」、などです。⁽⁸⁾

アジア人や有色人の団体は、特に公権喪失の宣告によって彼等の指導者の活動が制限されているため、麻ひしています。いろんなタイプの禁令がありますが、その中で一番深刻なのは、改正された1950年共産主義弾圧法の第5条、9条、10条の規定の下に行なわれる自宅監禁です。ある場合には自宅監禁は1日24時間です。多くの場合、週日は12時間、週末は土曜日の午後2時から月曜の朝まで、そして公休日はまる1日中です。自宅監禁は一般的に5か年行なわれます。「その結果、罰せられた人は、友人からの日常的な通信を禁止され、5年もの間中途半端な存在で何らの便りも聞くこともなく過ぎなければならぬ……。」1969年1月までに404人が、公的権利を失いま

した。⁽⁸⁾ アパルトヘイト特別委員会は、そのような公権を失くした人々の中には、何らかの形で政府の人種主義政策に反対した合法的な団体で、積極的に活躍していた人々が多く含まれていると述べていました。

アパルトヘイトによって南アフリカでの日常生活はどんな影響を受けていますか。

集団別地域法に含まれているような移転と居住の自由の制限、流入管理制度、それに公権喪失の宣告規定、これらは「アフリカ人の権利、特に個人生活を自由に、干渉されることなく営む権利を極端に侵害している」と人権委員会の特別報告者が述べています。⁽⁹⁾

例えば、アフリカ人が都市に入る時は通行証を持っていかなければなりません。労働の許可をもっていなければ、72時間以上そこにとどまることはできません。そればかりではありません。もしアフリカ人がそこに生まれ育ち、または1人の雇用者に継続して10年間勤めてきたのでなければ、アフリカ人には都市に家庭をもつ権利がありません。さらに、アフリカ人が都市で働く場合、家族づれでなく「単身」でなければなりません。これは広く行なわれている政策です。ですから、多くのアフリカ人は居住地に住む家族と長い間離れて暮さなければなりません。⁽¹⁰⁾ 都市で働いているアフリカ人の妻は、72時間以上夫を訪ねることはできません。このためには、彼女は訪問の理由——例えば、子供が欲しい——を述べて許可を得なければなりません。⁽¹¹⁾ それに加え、アフリカ人労働者は多くの厳しい雇用規則を守らなかったという理由で、いつでも「お払い箱」になります。

1913年以来、アフリカ人は、別なアフリカ人から買う場合はいいのですが、政府の許可なくして自分の居住地以外の土地を買うことはできません。⁽¹²⁾ 都市地域では、1968年の春からアフリカ人に対する土地の賃貸は禁止されています。すでに土地の借用契約を結んでいるアフリカ人だけは、「今後の通告があるまで」それを続けることはできるようになっています。⁽¹³⁾ 居住地内では、アフリカ人も土地を所有することはできます。しかし、ほとんどの土地はバンツー信託会社のもので、それはバンツー行政開発局を通して国が管理するものです。⁽¹⁴⁾

人々が自分の人種以外の友人や知己を得ることは不可能でないにしても、ますます難しくなっています。午後9時に鐘がなり、アフリカ人はそれ以後の外出が禁止されます。集団別地域法と1953年の人種別娯楽指定法によって、異なる人種の人々は

一緒に娯楽や文化的催し物やスポーツ、またレストランにさえ入ることはできません。スポーツの場合、混成チームをつくったり、一緒にみることも禁止されています。(8)

1950年の背徳法は異なる人種間同志の性関係を禁止しています。法務省の報告によると、1966年7月1日から1967年6月30日までの1年間に男子710人、女子643人がこの法の下に罪に問われました。これらのうち、男子363人、女子330人が有罪の判決を受けました。(6) 1949年の混合婚姻禁止法はヨーロッパ人とヨーロッパ人以外の人々とのすべての結婚を禁止しています。(6)

南アフリカでは非白人のためにどんな仕事がありますか。

人権委員会の特別報告者の報告によると、南アフリカ政府は、長い間、白人以外の人々から多くの収入のいい、高度の熟練職を取りあげる政策をとってきました。1953年、国際労働機関（ILO）の強制労働に関する特別委員会によると、「この立法の間接的影響は多大の原住民を農業や肉體労働に追いやり、かくして恒久的な、大量の安い労働力を作り出すことである」ことが分りました。(9)

1956年の産業調停法は、多くの異なる分野の仕事を特定の種族に保留する権限を労働大臣に与えています。1956年の鉱山労働法は、鉱山業ではヨーロッパ人と何人かの「有色人」だけに雇用資格証を発行することを規定しています。建設業では、雇主は許可なく都市で熟練アフリカ人を雇うことを禁じられています。（ヨーロッパ人はアフリカ人地区で建設監督官または指導員としてだけ働くことが許されています。)(8)

1967年の有色人見習訓練センター法は、土地の開かん、植林、かんがいや建設のような仕事につけるように訓練するために、若い男性を任意に選び出せることを規定しています。特別報告者は、「訓練の形は……明らかに強制労働または義務労働に関するILO第29号条約における「強制労働」の定義の範ちゅうに入るものである」と述べています。もし人々がその召集令状に応じなかったり、その訓練に最大限の能力を発揮しない場合は、3年間刑務所に入れられます。(4) さらに、国連の調査機関が得た証拠によると、「流入管理」法違反で有罪となった人々は、刑務所に入るか、または、アフリカ人が「農夫に売られる」として恐れている制度の下に白人農夫のために働くか、のいずれかを選択しなければなりません。これらの人々は軍隊の監視の下に働くのだと云われています。(6)

1968年のバンツー居住地経済開発促進法は、アフリカ人の工業活動を彼等の居住地に限定することを強調しています。しかし、トランスケイでは、工業就業者は全人口

200万のうちのおよそ1,700人にすぎません。そこでの全労働者は、自作農を別として、わずか3万2,700人です。これらのうちの半数は政府に雇われています。

1964年のバンツール労働法は、あちこちにあるアフリカ人労働局がアフリカ人の雇用を規制すると定めています。もしアフリカ人がこれらの労働局の1人の労働事務官の許可を得さえすれば、都市で働くことができますのです。居住地にある労働局も、また、アフリカ人が職を求めてその地を離れることを許可したり、拒否したりして、またアフリカ人が「白人地区」に「単身」で入ることを条件に許可したりして、アフリカ人の出入りを管理します。⁽⁶⁾

南アフリカでは、たとえ同じ仕事をしたにしても、人種の違いによって給料も異なります。1965年では、鉱業に従事している場合、白人とアフリカ人の平均月収は18対1、建設業では5対1、また公共事業の場合も5対1の割合でした。1967年では、警官の初任給は白人の場合で年に840ランド(1,176米ドル)で、アフリカ人では450ランドでした。労働大臣は、1961年4月21日、もし給与率がヨーロッパ人を引きつけるほど高い率に固定されていれば、「白人は、その優秀な知識で、下等文明人である白人以外の人々を閉めだして、その仕事に従事できるように認められなければならない」と云っています。⁽⁷⁾

1960年、全人口の19.3パーセントを占めるにすぎない白人は、国民所得の67パーセントも占めていました。人口の68.4パーセントを占めるアフリカ人は、26.5パーセントしか受取りませんでした。有色人やアジア人は人口の12.4パーセントにあたるのですが、彼等が得たのは6.5パーセントだけでした。⁽⁸⁾ 1966年、南アフリカ税務局の発表によると、2,746人が税金の対象となる20,000ランド以上の収入を得ていました。これらのうち、2,738人が白人で、アフリカ人は2人だけでした。⁽⁹⁾

各人種間での収入が異なってくるもう1つの理由は、アフリカ人はより高度の熟練職につけないということです。例えば、アフリカ人の弁護士とか医者はいませんが、アフリカ人の計理士は1人もいません。⁽¹⁰⁾

さらに、白人以外の人々で、農業または工学のような技術的な学科を学んだり、アフリカ人の福祉のために非常に重要である教養を身につけるために大学へ行けるのは、ほんのわずかの人々だけです。非白人の大学には、工学のコースがありません。もし勉強したい場合、政府の許可を得て、白人の大学で学ばなければなりません。1966年、農業を勉強していたアフリカ人はたったの6人でした。ただし、文学と哲学のコースには538人のアフリカ人学生が許されました。1959年には、人文科学のコー

スには、およそアフリカ人が1,200人、386人の有色人学生、そして905人のアジア人学生が出席しました。しかし、工学を勉強できたのは、アフリカ人4人、有色人2人、アジア人21人だけでした。⁽⁸⁾ 1966年にはたった1人のアフリカ人技師を卒業させましたが、彼は南アフリカを離れてしまいました。⁽⁹⁾

アフリカ人は、団体交渉のように、自分達の労働条件を改善するために何か方法をもっているのですか。

国連の特別専門家作業グループは、南アフリカでは労働者が組合をつくって団結する権利が認められていないとの申立てを調査しましたが、1968年、「労働組合結成の自由は、南アフリカの立法および行政、罰則措置によって、著るしくかつ永続的に侵害されている」との結論を出しました。⁽¹⁰⁾

専門家の報告によると、アフリカ人の労働組合はあることはあるのですが、その法的地位は奪われています。また、アフリカ人労働者は自分達の労働組合権を法的に守れる立場にありません。さらに、それは警察を困らせたという証拠となり、刑事裁判、組合指導者に対する公権喪失命令の理由となります。証人の証言によると、10人のアフリカ人労働組合員が、1961年のストライキに参加したというだけで4年6か月の禁固刑に処せられ、そのうちの2人は、犯罪行為に対する問責や裁判を受けることなく、1965年12月以来独房に監禁されています。証拠によると、他の抑圧措置として解雇、都市や工業地帯からの追放などがあります。

1956年の産業調停修正法は、アフリカ人が登録されている労働組合の組合員となるのを禁じているので、アフリカ人の給与所得者は同法によって設置された団体交渉機関に訴えることもできません。その法律は、また、いかなるアフリカ人も登録された労働組合の役員もしくは役員在任者、または団体交渉における労働者の代表として任命されたり、選出されたりすることを禁じています。それに加えて、同法は白人と非白人の混成による労働組合の結成を強く妨害しています。

アフリカ人によるストライキは、1955年に改正となった1963年バンツール労働（紛争解決）法の下に絶対的に禁止されています。⁽¹¹⁾

南アフリカ共和国のアフリカ人の収入は他のアフリカ諸国に比べて高いと政府は主張しています。それは本当ですか。

下院の反対党リーダーによると、バンツール投資公社の会長は、アフリカ人居住地で

の1人当りの年間所得は53ランドと云っています。このうち、居住地で得られたのはわずか22ランドだけです。31ランドは居住地外の親戚から贈られたものです。1950/1951年からの15年間に、この所得は48から53ランドに上りました。反対党のリーダーによると、この額はアフリカの多くの国の場合よりも少なく、またリベリア、セネガルとザンビアでの1人当りの所得の半分以下とのことです。(4)

南アフリカがアフリカ大陸でもっとも高度に工業化した国であり、そこでは白人がアフリカのどの国よりも高い所得、事実、世界でももっとも高い方の所得を得ているにもかかわらず、このような矛盾が存在しています。

アパルトヘイトは南アフリカ共和国のアフリカ人の健康や福祉にどのような影響を与えていますか。

移動の自由や働く機会の制限、それにこのパンフレットの後の方でふれている教育を受ける機会の制限などは、アフリカ人の福祉にも悪い影響を与えています。

最近行なわれた多くの調査によると、アフリカ人家族の平均所得は、外国の町や市では貧困とされる最低基準にも達していません。南アフリカ人種関係研究所がソウェト(ヨハネスブルグのアフリカ人町)での生計費について行なった調査によると、1966年の一世帯の月平均収入は46.31ランドでした。その時は、5人家族の最低限度の生活に必要な支出は、55.57ランドでした。ドーバン地区のアフリカ人を調べた他の研究によると、1964年の平均的家族の収入は月に31ランドでしたが、5人家族の最低生活に必要な経費は55.53ランドでした。ドーバンのアフリカ人世帯のおよそ70パーセントは、貧困生活の最低基準額以下の収入しか得ていません。(5)

人種関係研究所が1960年に発行した論文によると、「アフリカ人学校児童を対象としたいくつかの調査の結果、生徒の60から70パーセントまでは栄養失調であることがはっきりとわかりました。50パーセントは看護または医療手当てを必要とし、10パーセントは間接、直接に栄養失調から起る病気のために入院を必要とする生徒でした。」(6) ケープタウン大学の児童保健の助教授は、1962年10月、「1才から4才までの年齢グループでの死亡率によると、バンツ族の子供は白人と比べて25倍も多く死んでおり、また有色人の幼児死亡率は白人の15倍である。」(7)

アフリカ人の子供の死亡率は、世界でも一番高いと報告されています。市や町では1,000人につき200人以上、またある村落地方では300から400人にもなっています。白人の子供の場合は1,000人あたり27人で、世界でももっとも低い方です。

南アフリカ統計年鑑によると、1965年における人口10万あたりの病気にかかる割合は以下の通りです。

	ヨーロッパ人	有色人	アジア人	アフリカ人
結核	37.1	517.9	248.2	459.3
クワシオルコル (栄養失調による)	0.3	42.3	5.0	99.6
急性小児まひ	0.1	1.1	0.2	0.8
腸チフス	3.2	10.5	7.1	37.6
ジフテリア	5.1	9.8	6.0	10.4
脳膜炎および類似伝染病	1.7	1.7	1.1	4.3
伝染性脳炎	2.4	0.2	0.4	0.4
産褥熱	0.1	0.6	0.9	3.1

南アフリカ人の0才児の余命が、1967年5月26日に企画大臣によって下院に報告されましたが、それは以下の通りです

	男子	女子
ヨーロッパ人	64.6	70.1
有色人	44.8	47.8
アジア人	55.8	54.8

アフリカ人については何の資料もありません。

白人以外の人々にとって深刻な問題は、住宅が不足していることと、あってもそれは非常に貧弱であるということで、多くの報告書によると、市や町のアフリカ人は、市の中心から遠く離れた地域に建てられた各種の標準以下の住宅に強制的に住まわされています。⁽⁶⁾

南アフリカはどのような教育政策を進めているのですか。

南アフリカ共和国では、教育は人種によって別々に、異なった方法で行なわれます。これは彼等が現実の社会で生前から決められた立場で生活させる準備をするためです。原住民問題担当大臣は、1953年、次のように云いました。「原住民の教育は国家の政策と合致した方法で行なわれるべきである……もし原住民に誤った期待を抱かせるような人々の管理の下に教育が与えられたとしたら、そこには良い人種関係はありえない。」⁽⁶⁾

政府は、さらに、アフリカ人の教育費は第一にはアフリカ人自身によって支払われ

るべきであると信じ、そのために彼等の税金を引き上げてきました。バンツール教育が取り入れられてからの10年間にアフリカ人の入学は91パーセント増えていますが、そのための財政は36パーセントしか増加していないため、アフリカ人の生徒1人当りのために支出される経費は、実質的に少なくなっています。⁽³⁾ バンツール教育事務局長提供の統計によると、アフリカ人の生徒1人当りの経費は1953/1954年には17.00ランドでした。1960/1961年は12.46ランドに減りました。1968年には、アフリカ人の子供に使われる1人当りの経費は、白人の子供に費やされる額の8分の1でした。⁽⁴⁾

バンツール教育局はアフリカ人の生徒にはほとんど何の教材も与えません。特別報告者によると、小学校の読本が同局が提供する唯一の本です。その他の本、ノート類やペンなどは子供達自身で用意しなければなりません。報告者によると、学校の図書館は不十分か、またはそのような施設は全然なく、また規則によって本を自由に選べないことなどを述べています。ユネスコが発表したアパルトヘイト報告は、南アフリカの教科書はアフリカ人に自分が社会では劣った地位にあるのだと教えると述べています。白人の子供は、ヨーロッパ人は優秀で、アフリカ人は「原始的で、野蛮である」と教えられます。⁽⁵⁾

1968年の報告書で、特別報告者は、居住地での教育は「施設の不足」のために遅れており、「多数の生徒は教室がないため学年の初めに学校を止めなければならない」ことを明らかにしています。⁽⁶⁾ 居住地では、また、教師や資格のある人員も絶対的に不足しています。1966年にバンツールの教育に30,267人の教師が採用されましたが、そのうち資格をもっていたのはわずか637人だけでした。教育の要求を満たす試みとして、政府や国の援助を受けている6,978の学校のうち、3,977校は昼夜の2クラス制をとっています。⁽⁷⁾

ユネスコのアパルトヘイト報告は、「……教育、科学、文化や情報の分野で、アパルトヘイトは、原則や実践の面で、国連憲章、ユネスコ憲章、世界人権宣言を侵害している。……それは教育制度に組み込まれ、科学や文化活動に表明され、情報を受ける権利を規定した規則に特に強調されている計画的な不平等の政策である……」と結論づけています。⁽⁸⁾

政府は学校に出席する児童の数は非常に増加していると主張していますが、それは本当ですか。

政府の推定によると、小学校に入学しているアフリカ人の数は1965年で97万239人、

1963年に171万706人、1966年に206万4,000人でした。

しかし、バンツール教育大臣は、1966年、アフリカ人の全生徒の74パーセントしか小学校の低学年に出席しなかったと推定していました。それは多分アフリカ人の学校がすでに超満員だからだと思われます。さらに、多くのアフリカ人のリーダーや教育者は、それは部族主義を促進し、アフリカ人の平等に対する熱望を打ちくたしてしまうものとの理由から「バンツール教育」に反対の態度をとっています。(6)

公式統計によると、小学校の低学年に入学したアフリカ人の児童のうち、小学校の上級まで行けるのは非常に少ないものです。1967年6月1日現在で、アフリカ人の児童の大多数は低学年に在学していました。——71パーセントは第1学年と第2学年に入っていました。わずか0.10パーセントが第5学級（11学年）にいました。(6)

特別報告者によると、アフリカ人の児童で中学校に行ける人の割合はほとんど変わっておらず、1953年の3.4パーセントと比べ、1965年には3.43パーセントとなっています。南アフリカにはアフリカ人の中学校は多くありません。1965年には、アフリカ人の中学校は262校、小学校は6,932校ありました。(6) 中学校に行ける人も、多くの人は経済事情のため、途中で退学してしまいます。アフリカ人の児童が中学校へ行くときは、その親が授業料を払い、教科書やその他の教材の費用を負担しなければなりません。そのような教育は白人の児童に対しては無償です。(1)

アフリカ人が大学に入るのは、極端に制限されます。1967年、わずか485人のアフリカ人が、大学に入る資格を与えられる大学入学許可試験または大学無試験入学のための高校卒業試験に合格しました。

南アフリカには新聞の検閲がありますか。

1963年の出版興行法によって、総合的な検閲制度がとり入れられました。その法律は、「すべての好ましくない刊行物や物品の発行、生産、輸入または配布」を禁止しています。(8) 同法は好ましくない刊行物の定義として南アフリカ共和国のそれぞれの人種間の関係を悪くし、住民をあざけり、または国家の安全と福祉を害するものと述べています。この法律は南アフリカ新聞組合の会員が発行する新聞には適用されません。しかし、1968年11月、政府は同法をすべての新聞に適用させる意向を明らかにしました。(4)

個々のジャーナリストに対してとられる処置には、180日の拘留、公権喪失の宣告、通行証の取上げおよび事務所や家宅の搜索などがあります。

ユネスコのアパルトヘイト報告は、次のように述べています。「アフリカ人用に発行された数多くの雑誌をざっとみた限りでは、ある特定のタイプの出版物だけが歓迎されていることがわかります。それらは、もしアパルトヘイトに公然と賛成していない場合でも、少なくともそれに異議を唱えようとしな^いものばかりです。」⁽⁶⁾

政府は放送、映画および国際ニュース報道の分野でも多くの措置をとってきました。それは人種の無差別待遇を促進したり、またアパルトヘイト政策を批判している資料を南アフリカの一般大衆の眼からそらそうとするものです。多くの本が南アフリカに輸入されなかったり、また売られなかったりしています。共産主義弾圧修正法は、海外に住む46人の南アフリカ人の著作や演説を禁じています。⁽⁶⁾ さらに、この国に住む多くのアフリカ人作家は、長期にわたる刑務所入りなど、きびしい苦しみにあっています。

アパルトヘイトに反対する個人に対して、どんな措置がとられていますか。

個々のアパルトヘイト反対者に対しては、その地区から追放、自宅監禁、または一般的な社交の禁止、へんびな所への追放、国外への追放または通行証発行の拒否などが行なわれ、または多くのアパルトヘイト法の下に逮捕または投獄されます。

それをもっとも端的に表わしているのが、ゾリエ・マリンドィの例です。彼はアフリカ人の運転手ですが、過去7年間、公権喪失の宣告によってその活動範囲を4つの行政地区に限定されました。1968年、彼は新しい命令を受け、5年間1つの行政地区に限られることになりました。今日では、彼はタクシーの運転手として生計をたてていくことは不可能となっています。彼は、7才から15才までの4人の子供の父親です。⁽⁶⁾

さらに、法務大臣の声明によると、1967年末で、一般法律修正法、共産主義弾圧法、公共治安および不法組織法の下に罰せられている人は1,335人に達します。彼は、また、184人が、1967年、これらの法律の下に服役し、釈放された、と述べていました。⁽⁶⁾

アパルトヘイト反対者の政治裁判は、1967年のテロリズム法の下に37人のナミビア人（南西アフリカ人）を裁判した時のように、国際的な反感と怒りを広く買ったにもかかわらず、依然として続けられています。

さらに、「180日法」によって、犯罪行為に対する問責や裁判をすることなく、最高6か月間の拘留が行なわれています。警察庁次官は、1968年2月6日、この法律の下

に124人が1967年に拘留されたことを明らかにしました。1968年の一般法律修正法は、かの悪名高き「ソブクウェ条項」をさらに1年延長させています。これは、政治犯の刑期終了後の拘留を規定したものです。汎アフリカ人会議の指導者であるロバート・マンガリソ・ソブクウェは、服役終了後の1963年以来、今だに拘留されています。(6)

南アフリカで服役中の囚人は何人ぐらいですか。また、南アフリカの刑務所の状態はどうですか。

服役中の囚人は、南アフリカの全人口の4倍近くの人口をもつイギリスの場合のおよそ2倍です。法務大臣は、1968年2月、1966年7月から1967年6月までの1年間に南アフリカでは56万8,274人が投獄されたと述べました。これらのうち、1万2,236人が白人で、48万5,981人がアフリカ人、6万7,874人が有色人、そして2,183人がアジア人でした。1965年から1966年にかけては、39万9,000人が投獄されただけでした。従って、囚人の数は1年間に70パーセント増えたことになります。

特別報告者は、また、国民党政府が1948年に政権の座について以来、通行証法違反のかどで500万人が有罪の判決を下されました。児童も含め、全アフリカ人の人口はおおよそ1,300万ですから、いかにその数が多いかが分ります。(6)

南アフリカにおける囚人の取扱いに関する専門家特別作業グループは、次のように結論しています。「……アパルトヘイト反対者にとって、アパルトヘイト法および政治抑留者や囚人の取扱いは、南アフリカ共和国をして警察国家に変えつつあり、または変えてしまった。問題の法律や採用されている方法は、ファシスト時代にとられたものに大差ない。」

特別作業グループの報告によると、南アフリカの刑務所での食糧、衛生状態、衣服、寝具や設備は、「嘆かわしいほど、あらゆる国際的、また文明国家の基準とかけ離れて」います。刑務所の状態は白人以外の囚人に対しては「特に非人間的」に作られています。政治犯とアパルトヘイト反対者は特に残酷な、人間としての品位を傷つけるような取扱いを受け、刑務所当局の人達から拷問さえも受けることがあります。特別作業グループによると、「政治犯やアパルトヘイト反対者をはずかしめるために、同性愛が公然と、意識的に看守や刑務所当局によって奨励」されています。

特別作業グループに与えられた証言によると、刑務所当局者は囚人をなぐり、洗脳し、眠らせないようにし、28時間立っていることを強制し、電気ショックを加えています。アフリカ人は裸で庭や部屋を歩かされています。

特別作業グループは、さらに、「特別出張所や警察が拘留者や逮捕された人々に行なう手続きや方法は、たとえまったく同じでないにしても、ドイツでヒットラーのナチ政権の下にゲシュタポが使用したと報道されているものと非常に似ている」と述べています。⁽⁴⁾

アフリカ人は、希望すれば自由に南アフリカを去ることができますか。

アフリカ人の旅行に関する政府の政策は、次のように報告されています。

「彼等は皮ふの色による差別のない国、また社会秩序の中で自分達が劣等的な地位にあるという観念が平等な取扱いによって汚染されてしまうような所へ行くことは、許されてはならない。」⁽⁴⁾ 特別報告者によると、カナダへ移住を要求する有色人の数は1967年と1968年にあまりにも多くなったので、カナダ政府はそのような申込みの手続き処理をスピードアップするため南アフリカへ移民調査団を送る許可を南アフリカに要請しました。しかし、南アフリカ政府はそれを拒否し、南アフリカからカナダへの移住は停止されました。⁽⁴⁾

国外追放やパスポートの取り消しなどが、アパルトヘイト反対者を罰するためにしばしば使われています。1967年の共産主義弾圧法第4条は、「出生または血統によって南アフリカ人でない人……もし彼が共産主義者であり、または共産主義弾圧法の下に有罪の判決を受けている場合……」そのような人を国外追放する権限を政府に与えています。

国務大臣は、1967年に51人の白人と79人のアフリカ人が南アフリカやナミビアから追放されたと報告しています。さらに、何人かの人達は帰国を禁じている出国許可を得て南アフリカを離れました。国務大臣は、36人が1967年に出国許可を発行されたことを暴露しました。⁽⁴⁾ 1966年には59人が出国許可を与えられましたが、そのうちの25人は政治裁判の名簿にのせられるか、その対象に考えられていた人達でした。何人かは学生で、他は南アフリカの状態に不満をもつヨーロッパ人以外の人々でした。⁽⁴⁾

南アフリカは抑圧を目的にその国境を越えて軍隊を使用することがありますか。

アパルトヘイト特別委員会の1968年報告は、南アフリカ保安部隊が「南ローデシアに派遣され、南ローデシアのジンバウエ・アフリカ人民連合や南アフリカ・アフリカ人民会議の支持者に対する軍事作戦を援助した……」と述べています。「これらの保

安部隊はこの報告作成準備中に南ローデシアに駐留し、多くの軍事活動に従事したと同報告は続けています。

同報告書によると、南アフリカのスポークスマンは、ザンベジ川は南アフリカの安全保障の境界線であると主張しており、彼等は軍事干渉でザンビア共和国やタンザニア連合共和国を脅かしたことも明らかにしました。1967年10月23日、フォルスター首相は「アフリカ統一機構加盟国がリンボボに到着するまで待つ意思はない」と宣言しました。(6)

特別委員会の報告によると、防衛大臣は、南アフリカ防衛軍が直面している任務は「北からの共産主義から南アフリカを防衛」することであると述べました。フォルスター首相は、南アフリカ政府は「南ローデシアばかりでなく、戦いが許されるならどこだろうと、テロリストに対して」戦いを挑むだろうと繰り返しました。南アフリカには「南アフリカおよびアフリカ南部を自由世界のとりでとして」維持する任務があると主張しました。さらに、ナタール行政官は、南アフリカとポルトガル施政下のアフリカ地域は南アフリカが防衛すべき第一の戦線となっており、南アフリカが2つの主要ポルトガル施政地域で「テロリスト」と戦うことは正当化されるものであると述べた、と報告されています。(6)

南アフリカは、アフリカ大陸南部の平和にとって脅威となっているといわれていますが、そうですか。

1967—1968年の年次報告序文の中で、ウ・タント事務総長は「アパルトヘイト政策をより一層はげしい形で推進することによって、また ソールスベリー政権との共謀によって、南アフリカ政府が、南アフリカばかりでなく、アフリカ南部全域を衝突の場にしてしまっていることは否定できない」と述べています。(6)

総会は、1967年12月16日、「南アフリカ、ポルトガル、南ローデシアの各国政府の行為は、国際平和と安全に反するものである」として、これらの政府の間に進められつつあった「協力」が招くであろう重大な結果に対して、各国の注意を喚起しました。

アパルトヘイトに関する特別委員会によれば、「南アフリカは、この地域の自由化のためのすべての努力を妨げ、単に、この地域だけではなく、ザンベジ川以北の地域の平和にとっても重大な脅威となっており、アパルトヘイトと侵略とは、複雑に、一つに結びついている」のです。また同委員会の報告によると、南アフリカ政府は、ア

フリカ南部全域に干渉の手をのばし、みずからの主導権のもとに、南部アフリカ・ブロックを形成しようとしています。そして、他方で、同国政府は近隣地域の経済的およびその他の困難に乗じてつけ入ろうとしており、同国政府のスポークスマンは、これまでもしばしば、南アフリカの軍隊と警察隊はアフリカ南部全域に関心を払っている、と述べています。⁽⁶⁾

南アフリカには抵抗運動が存在するのですか。

アパルトヘイトに関する特別委員会は、1968年の報告の中で、「南アフリカのアパルトヘイト反対者たちは、彼らの闘争にとって、武力に訴えることも止むをえないと確信するに至っている」と述べています。南アフリカ合同戦闘部隊司令官が述べたものとして、1968年8月23日に伝えられた所によると、南アフリカは国内の革命運動を経験しつつあり、今後もっとひんぱんに、広範囲にわたる、また効果的な対策をたてるべきであるということです。

また新聞報道によると、1968年6月から8月までの間に、おそらくは汎アフリカ人会議の熱心な支持者とみられる12人の南アフリカ人が、南アフリカへの新しいルートを開拓するためにモザンビークを通過した際、ポルトガル保安部隊に殺されたり、捕えられたりしたということです。特別委員会の報告によると、多くのアフリカ人が、破壊活動を行なったことと、汎アフリカ人会議に関連があるとされている地下組織「ポコ」に加わっていたとの理由で、1968年4月と7月に、ビクトリア・ウエストで逮捕されました。これら逮捕者のうち26人は国家転覆活動の疑いで捕えられたのです。⁽⁶⁾

1969年3月、南アフリカ政府は、このうち12人の南アフリカ人を、背反と国家転覆活動の容疑で、最高裁判所のナタール州裁判所で裁判を開始したと伝えられています。この被告のうち何人かは、南ローデシア保安隊に捕えられ、南アフリカ政府当局に引き渡されたものということです。

国民党の新聞『ダグブレイク・エン・ランドステム』は、1968年7月7日、革命運動に関する小冊子と図解入りの本が南アフリカに現われたと伝えています。これらの小冊子や本の目的は、「南アフリカの非白人住民を武力蜂起に駆り立て、ゲリラ戦への道を準備することにある」と伝えられています。またこの新聞は、「これらの活動は、テロ行為の激化と補強に向けられており、政府は、公然とかつ大胆に、挑戦にさらされている」と伝えています。

最近は、大学の構内でも、抗議の声が出ていると伝えられています。1968年8月には、全部が黒人学生からなるフォート・ヘア大学の461にのぼる全学生のうちの290人が停学処分を受けたり、強制的に退学させられたりしましたが、このうちの大半は、再び復学が認められており、認められなかったのは、21人にすぎません。学生たちは人種による学生管理と行政に反対しているのです。⁽⁴⁾

「シャープビル事件」とは何ですか。またこの事件はどのように記念されていますか。

1960年3月21日、すべてのアフリカ人は「身分証明書」を携帯しなければならないという要求に抗議するため、いくつかの南アフリカの町でデモが発生しました。多くのアフリカ人たちは、わざと身分証明書を家においてきて静かに警察署の前に集合し、逮捕されるのを待ち構えたのでした。これに対して、シャープビルという町の警察署では、機関銃とライフル銃で武装し、装甲車に乗った警官隊がこの群衆に向かって発砲し、この間、ジェット戦闘機が上空を飛んで、デモ隊をおどしました。この時、69人が死亡し、200人がけがをしたと伝えられています。その中には女子供たちも大勢含まれていました。

この結果、1966年10月26日、総会は毎年3月21日を「人種差別撤廃のための国際デー」と定めたのです。そして、この日は、国連の各機関、専門機関、政府間機関、国連の加盟国、国際的な民間団体、報道機関などによって記念されています。

ナミビアに対する委任統治終結に関する総会の決定に、南アフリカはどのような反応を示していますか。

1966年10月27日、総会は、南アフリカが「国際連盟によって同国に託された委任統治の精神に反して、」南西アフリカにおいて「人種差別政策を、終始一貫して、また容赦なく進めてきた」という理由から、同地域に対する南アフリカの行政と統治の権限を奪い取ってしまいました。⁽⁵⁾ 1968年6月12日、総会は、同地域の名称を「ナミビア」と変えることに決定しました。しかし、南アフリカは、いざんとして「南西アフリカ」という名称を用いています。⁽⁴⁾

南アフリカは、この総会の決定をまったく無視して、アパルトヘイトに関するきびしい法律の大半を、ナミビアに適用しつづけています。これらの法律の中には、「共産主義弾圧法」、「非合法組織法」、「人種間婚姻禁止令」、「背徳法」、「テロ行為

法」(この法律のもとで、1967年には37人のナミビア人が裁かれた)などが含まれています。また、1968年の「南西アフリカにおける原住民国家への自治権拡大法」は、6つの「原住民国家」を作るために「故国」を定め、さらに、これらの国家の立法、行政、その他統治に必要な機関を発足させるにあたって、この法律を適用できると述べています。そして、これらの機関は、教育、雇用、住宅、その他社会的、政治的、文化的生活のあらゆる面で、現存する人種隔離を強化するために大きな権限を与えられることになっています。⁽⁴⁾ そして、1968年の末までには、この「原住民国家」、^{ホムボランド}「故国」の一つとして、オパンボランドがすでに設立されたのをはじめ、他の^{ホムボランド}「故国」の設立のための措置も着々と進められています。

ナミビアの広大な面積(31万8,261平方マイル)のおよそ43パーセントは、人口の上では13.97パーセントにしかすぎないヨーロッパ人のために確保されています。一方、人口の上では86.03パーセントを占めている非白人には、およそ40パーセントの土地が与えられているだけです。その上、非白人は南アフリカ議会やナミビアの立法議会に代表を選出する権利が与えられていません。⁽⁵⁾

ナミビアが、南アフリカの一つの州に格下げされるのではないかという不安は、「南アフリカ政府は、ナミビア立法議会のいくつかの社会的、政治的機能を引き受けるという提案を受け入れた」という南アフリカ首相の発言の結果生まれたものですが、この不安は、1968年6月3日、南アフリカ政府が白書を発行して、従来、ナミビア「当局」に委ねられていたいくつかの財政、行政機能を、同国政府が引き受ける計画を明らかにしたことによって一層強まる結果となりました。

『ランド・デイリー・メール』紙は、この時、「この変更が実施に移された時には、政府の主要な機能のすべては、南アフリカ政府か……あるいはバンツール行政局かのいずれかに移されるであろう」と伝え、さらに「そうなれば、ウインドヘークは、もはや州の一首都以上のものではあり得ないだろう」と論評しています。⁽⁶⁾

1969年2月5日、「南西アフリカに関する法案」が南アフリカ議会に上程されましたが、これは、前述の白書に示された変化を、実施に移そうとするものです。

南アフリカは防衛のためにどうしていますか。また、同国に対する武器輸出禁止の効果はどうですか。

ぼう大な額が防衛に費されています。1968年から1969年にかけての防衛支出の見積りは、2億5,270万ランド(3億5,378万米ドル)となっています。この額は、シャー

プヒル事件発生前の防衛費（5,510万7,200米ドル）のおよそ6倍に達していることがわかります。

1968年3月、P・W・ボッタ国防相は、「南アフリカは、ライフル、迫撃砲、手榴弾、煙幕弾、空中弾、時限爆弾などを含む広い範囲の武器を自給できるようになり、わが国の科学者は、ついにナバーム弾をも開発した」と述べています。⁽⁴⁾

1968年2月13日、同国防相はまた、「総数3万2,522人の青年たちが、現在、市民軍と遊撃隊で訓練を受けている」と語っていますが、この数は、1967年に訓練を受けた者の数のおよそ2倍になっています。⁽⁵⁾ 政府はまた、ゲリラ鎮圧のための戦争の準備も強化しています。1968年8月、およそ5,000人の南アフリカの兵士や飛行士が、シバサ（ローデシア国境からおよそ60マイル）で、9日間にわたる対ゲリラ戦模倣訓練に参加しました。例年の演習がゲリラ戦に備えるために行われたのはこの時がはじめてだったということです。この演習に参加した軍隊には攻撃部隊も含まれ、超音速のミラージュ・ジェット機、ヘリコプター、輸送機など6飛行中隊の支援を受けたのでした。⁽⁶⁾

1963年8月7日、安全保障理事会は、すべての国に対し、南アフリカへの武器、弾薬、軍用車両の販売と輸出を中止するよう要請しました。1963年12月4日、同理事会は、武器の禁輸をさらにひろげて、南アフリカでの武器、弾薬の製造と維持に必要な器材や材料をもその中に含めるよう求めました。⁽⁸⁾

しかしながら、1968年の報告の中で、アパルトヘイトに関する特別委員会は「この禁輸の決定にもかかわらず、南アフリカは、いくつかの国から航空機、潜水艦、その他の軍用機材の調達を続け……南アフリカの軍事要員は引き続き外国での訓練を受け、さらに南アフリカは自力で、武器、弾薬、その他の軍用機材の製造を始められるようになった」と述べています。⁽⁹⁾

南アフリカは、どのような宣伝活動を行なっていますか。

アパルトヘイトに関する特別委員会の報告によると、1945—50年から1965—66年の16年間に、情報、宣伝のための予算は、14万6,000米ドルから445万9,000米ドルへと30倍に増えています。南アフリカ政府は、現在、年額560万米ドルを直接の情報活動に費やしているものと推定されています。1967年3月、議会は外国関係特別会計法を承認しましたが、これは、「南アフリカ共和国と外国との関係を、これまでになく活発に促進するために」年額70万米ドル相当の予算の追加支出を認めたものとなっていま

す。

南アフリカ情報局 (SAIS) は、政府の宣伝機関です。特別委員会の報告によると、この機関は「数多くの雑誌、小冊子、新聞記事資料を印刷、配布し、書籍出版のための補助金を出し、ラジオ、テレビ放送用のテープを提供するなど、この機関の出先が世界のどの国にあらうと、そこで南アフリカのイメージを改善するための努力を惜しまない」のです。

さらに、ブレメンダール国際短波放送センターは、全世界に向けて、「南アフリカの声」を放送し、政府は外国人ジャーナリスト、実業家、教師らに対して、南アフリカへの無料の旅行をあっせんしています。

また、同国のイメージ作りの努力を支援している民間団体もあります。たとえば、主として会社が出資して運営している南アフリカ財団は「責任ある、かつ影響力のある分野の限られた個人を対象として」、情報資料を直接提供しています。1968年には、同財団は35万部のパンフレットや本を配布しました。⁽⁶⁾

南アフリカはどのようにアパルトヘイト政策を^{べんご}弁護しているのですか。

南アフリカ政府は、「真の争点は2つの方法、つまり統合と個別的な発展のうちのいずれが、共通の理想を実現するのにふさわしいか……ということである」と主張しています。南アフリカは「共和国内のさまざまな人種の人びとを強制的に1つの国民としての統合する企ては成功しないのであって、そのような企ては、単に、抑圧と闘争につながるにすぎない」と信じています。⁽⁷⁾

政府の見解は次のようなものです。「人種は別々につくられたのであり、この人種の別は、たとえ経済的、その他の環境によってある程度人種グループの混合ができた時でも維持されなければならない。この目的をもってすれば、皮ふの色に対する感覚こそが白人の間で特に大事にされ、高められて、人種の純粋性が維持されるようにしなければならない。」しかしながら、この見解によれば、「(白人の) 支配の立場は、その当然の結果として、非白人に対する正義とキリスト教的『信託統治』のきびしい義務感を^{とも}伴なう」というのです。⁽⁸⁾

南アフリカ政府は「アパルトヘイトは、^{ゆうえつ}優越感とか^{れつとう}劣等感とかを基礎としたものではなく、とくに、人間関係、忠誠心、文化、外観、生活様式、発展段階などが人種のグループによってそれぞれ異なるものであるという事実に基づいたものである」といっています。⁽⁹⁾

国連の行動については、同国政府は次のように述べています。「南アフリカは、その国内政策については、いかなる国際機関の干渉^{かんしやう}も受ける必要はない。……われわれの国の代表は、われわれの国の政策に対する政治的非難は正しい事実を伝える情報に基づいてはおらず、単に事実だと称^{しょう}する一方的主張やわれわれの国の政策の目的に対する誤解^{ごくかい}や曲解に基づいている、としばしば警告している。……南アフリカが追求している目的は基本的に国連憲章で明らかにされている目的と同じものであり、その目的とは、まさしく、それぞれの民族が、政治的ならびに経済的分野で、他の人びとと協力できるような自治機能をもった統合体を作れるようにすることにある。」⁰⁴

「過去数年間に、南アフリカの国内問題に対する国連の干渉は増大した。国連加盟国のうちの一グループが反南アフリカ復しゅう政策をとっており、南アフリカが、これらの国々への扇動^{せんどう}による意図的かつ計算された宣伝活動の犠牲^{ぎせい}になっていることは明らかである。」⁰⁴

さまざまな非難に答えて、南アフリカ政府はさらに次のように述べています。「経済、教育、保健などのさまざまな分野ですべての人種グループのために南アフリカが成しとげた結果が、まったくすばらしいものであるということは、広くみとめられている。これらすべての成果が、破壊的、抑圧的、否定的政策の結果だとどうしていえようか。」⁰⁴

同国政府は、また次のように主張しています。「南アフリカの教育は、機会均等と施設と学問の分野においてはアフリカ大陸随一となっているばかりでなく、アフリカ以外の多くの国の教育に較べてもひけを取らない。……1965年のバンツール族全体の就学率は16.07パーセントで、これはアフリカ全土でもっとも高い率である。」⁰⁴

南アフリカ政府は、さらに次のように述べています。「刑務所制度は、今日の世界でもっとも近代的で人間的なものの部類に入り、他の多くの国の制度より優れている。……南アフリカ政府は、これまで二度、国際赤十字による広範かつ細部にわたる刑務所の検査を許している。また、南アフリカ最高裁判所の判事も特権を与えられて、刑務所を定期的に検査している。」⁰⁴

労働条件について、同国政府は次のように断言しています。「アフリカの基準に照らしていえば、バンツール族の労働者には高い賃金が支払われている。このことは、およそ50万の外国人労働者が、それぞれの自発的意志で、南アフリカで働いていることから説明がつくが、このうちのかなりの数は、まったく本人の自由意志で、ザンビアとかマラウイとかの国々から渡って来ているのである。」⁰⁴

最近の『^{ファクト・ブーク}事実紹介』の中で、同国政府は次のように述べています。「国庫収入や他の財源から、南アフリカ政府は年額8,400万米ドル以上をバンツール族だけの福祉、保健事業に投じている。わが国の福祉施設の多くは無料か、せいぜい名目的な料金をとるだけである。」⁶⁴

バンツール族は、白人が南アフリカに移住したあとか、せいぜい白人と同時に移住してきた種族であるために、この土地に定住する資格がないというのが、南アフリカ政府の宣伝の主なテーマになっていますが、これは本当ですか。

ヨーロッパ人がこの土地の最初の移住者であるという主張は、わずかにケープ半島周辺の土地の一部分にあてはまるにすぎません。オランダ人開拓者は、1652年に喜望峰（^{ホープ}アフリカ大陸最南端）の近くに到着したのです。多くの学者の説によると、バンツール族は、おそらくこれより何世紀も早く、リンポポ河を渡ってトランスバール（南アフリカ北部）へと南下してきていたのです。ホッテントットとブッシュマンが、白人よりも早く、喜望峰に到達していたことを疑うものはほとんど誰もいません。

さらに加えていえば、アパルトヘイト政策に反対している人びとは、白人が南アフリカに住む権利までも否定しているわけではなく、ただ単に、あらゆる人種に対等の権利と機会が与えられるよう望んでいるだけなのです。

南アフリカと貿易している主な国はどこですか。また、貿易は南アフリカの経済に重要な役割を果たしているのですか。

総会はこれまでも何回となく南アフリカと通商関係を絶ち切るよう加盟各国に呼びかけてきましたが、貿易はいぜんとして続けられ、南アフリカの経済に重要な役割を果たしています。

ガット（関税と貿易に関する一般協定）の1967年報告によると、1966年には南アフリカの貿易赤字は28パーセント減り、外国貿易に好ましい傾向が見られました。そして貿易が拡大する割合は11パーセント増加しています。これは1955年以来の最高を記録するものです。過去3年間に、輸入が実質的に増えています（1962年と1965年の間に74パーセント）。イギリス、アメリカ、ドイツ連邦共和国、日本は今だに南アフリカの主な貿易国です。

ガット報告は次のように述べています。——「日本、ドイツ連邦共和国、それに特

にアメリカが、(1966年に)輸入量を実質的に増加させた。日本とドイツはそれぞれおよそ10パーセントと30パーセント、そしてアメリカはおよそ40パーセント増えた。イギリスは依然として南アフリカのための主要販路で、南アフリカの金輸出量の3分の1を買いあげており、その買入高は10パーセント以上も増加した。」

1968年12月2日の決議2396 (XXIII) で、総会は再び「これらの国、特に南アフリカの主要貿易国の行動および外国金融その他の業者の活動が、南アフリカ政府との政治的、経済的、軍事的協力を通して、かつ総会および安全保障理事会の関連決議に反し、南アフリカ政府の人種政策を奨励している」として、厳しく非難しました。

しかし、安全保障理事会は別の考え方をしています。例えば、1963年、安全保障理事会は、南アフリカの商品をボイコットするよう全加盟国に要求した決議案の実施条項を可決しませんでした。

南アフリカに対する外国投資はどうですか。

国連事務局のアバルトヘイト室が発行した南アフリカに対する外国投資の調査報告は、外国投資は「南アフリカ経済に重要な役割を果たしている」と結論付けています。⁶⁶

同報告によると、1966年における南アフリカへの外国投資は53億1,300万米ドルと推定されています。これは1965年に比べ10パーセントも増加していることを意味します。主な「債権者」は、前に南アフリカの植民地施政国であったイギリスでした。イギリスは1966年末現在で南アフリカに対する全外国投資のほとんど5分の3を占めていました。アメリカはその13パーセントを占め、第2位です。さらに、あまり多くない債権者に各種国際団体、フランス、ドイツ連邦共和国、スワジランド、その他いくつかの国があります。

「イギリスの会社が南アフリカに行なった直接民間投資の額は、石油、保険、銀行業を除き、1965年末で10億9,700万米ドルでした。これはイギリスの全海外投資の9パーセントに当たります。1966年末現在で、アメリカが南アフリカに行なった直接投資は6億100万米ドルで、これはアメリカの全海外投資の1.1パーセントに相当しました。」

イギリスの場合、南アフリカへの投資からの収益は、1960年の8,100万米ドルから1966年の1億6,700万米ドルにまであがりました。

アメリカが得た利益は1960年の5,000万米ドルから1966年の1億2,400万米ドルにもなりました。これら2国による投資の収益率は、他で行なった投資から受けるものより

実質的にはるかに高いものです。このことは南アフリカに投資した方が他の国に投資するよりも利益が大きいことを示しています。¹⁰⁰

アパルトヘイトと戦っている機関に、どんなものがありますか。

国連の主な審議機関——安全保障理事会と総会——はアパルトヘイトに判決を下し、またそれに反対する行動をとってきています。

多くの国連機関はアパルトヘイトの政策とその影響^{おかげ}を検討し、それと戦ういろいろの方法を審議しています。多くはアパルトヘイトの特殊な面またはアパルトヘイト一般に関する報告書を出しています。

アパルトヘイト政策特別委員会は、この目的のために設置されたものです。アパルトヘイト問題を取り上げる他の機関には、経済社会理事会、人権委員会とその小委員会、それに専門機関、特に国際労働機関（ILO）と国連教育科学文化機関（ユネスコ）があります。国連事務局の広報局やアパルトヘイト室も、また、この問題についての情報を流しています。

アパルトヘイト反対運動はイギリス、アイルランド、フランス、スイス、スカンジナビア諸国に広く見られますが、これらの運動は一般大衆にアパルトヘイトについて知らせ、また自国政府が適切な行動をとるようにさせるものです。彼等は機関紙やパンフレット、リーフレット、新聞用の記事を発行したり、また講演会やセミナーを開催したりしています。

民間団体である国際擁護援助基金は広報活動を行ったり、財政援助をし、アパルトヘイトの被害を受けた人々^{ひとびと}を慰めています。南アフリカ政治犯釈放世界運動はその保護の下にあり、南アフリカの刑務所の実態を世界の人々に知らせる活動を行なっています。他の国際機関として国際法学者委員会がありますが、この委員会もアパルトヘイトに関する数多くの研究、会報、ジャーナルを出しています。他の民間団体として、イギリスのアフリカ局やアメリカのアフリカ委員会、それに労働者、学生団体があり、いずれも南アフリカの事態に関する報告を出しています。

国連はアパルトヘイトに対して何か特別のことをしましたか。

南アフリカ政府の人種政策は、国連では1946年の第1回総会以来審議されてきました。それ以来、総会はおよそ40近くの決議を採択しました。

1952年までは、総会の審議はインド、パキスタン系の人々の権利の侵害の問題に限

られていました。1952年、それよりも大きいアパルトヘイト問題が総会の議題にとりあげられました。(この2つの議題は1962年1つの議題の下に統合されました。)

1952年12月5日、総会は3人からなる委員会を任命し、南アフリカの人種問題を研究させることにしました。総会は、また、国連憲章の下に負う義務と自国政策とを一致させるよう加盟国に要求しました。同じような訴えは1952年から1959年にかけて総会からも出されました。

1960年、シャープビル事件が起り、安全保障理事会は初めてこの問題を取り上げました。4月11日、理事会は事態が国際平和と安全を乱す恐れがあると述べ、南アフリカにアパルトヘイトと人種差別政策を放棄するよう要請しました。事務総長は安全保障理事会の要請によって同国を訪問しましたが、その後、この件に関しては相互に受け入れられるような合意に達することはできなかった、と述べました。1963—64年に採択した決議で、安全保障理事会は武器の輸出を禁ずるようすべての国に要請しました。

南アフリカ政府がそれまで採択されてきた決議を守らないのを遺憾とし、1962年の第17回総会は次のような手段を講ずるよう加盟国に要請しました。——南アフリカとの外交関係を断絶すること、南アフリカの旗をかかげた船が港に入ることを拒否すること、自国の船が南アフリカの港に入ることを禁止すること、南アフリカの商品をボイコットし、また武器や軍需物資なども含めた自国商品を南アフリカへ輸出しないこと、南アフリカの航空機が自国に着陸したり、通過するのを拒否すること。⁴⁾

その後、続く何年間にわたり、総会は南アフリカに対して外交、経済、その他の措置をとるよう繰り返し加盟国に要求し、また国連憲章第7章(平和に対する脅威、平和の破壊および侵略行為を規定)の下に同国に対して強制措置を発動するよう安全保障理事会に呼びかけてきました。しかし、安全保障理事会は、1964年以来、南アフリカのアパルトヘイトの問題を審議していません。

総会は決議でアパルトヘイト特別委員会、事務局のアパルトヘイト室、国連南アフリカ信託基金を設置し、またアパルトヘイトに関する国際セミナーを開いてきました。さらに、国連教育科学文化機関(ユネスコ)は、南アフリカ人やナミビア人が海外で教育や訓練を受けられるようにする運動を進めてきました。総会は、また、専門機関、地域機関、国家、民間団体と協力し、アパルトヘイト政策とその影響を知らせる国際的な広報運動を進める意図の決議も採択しました。それは「アパルトヘイトの害悪に関する情報をできるだけ広く一般の人々に知らせ、国際社会の影響を通してそれをやめさせる」ことを目的としています。⁴⁾

総会は南アフリカが今だにナミビア（南西アフリカ）を占領していることを遺憾とする決議を数多く採択してきました。1967年5月19日、総会はナミビアに対する委任統治を終らせ、同地域の施政を行なう国連ナミビア理事会を設置しました。これは11か国から構成されています。1968年12月16日、総会は南アフリカに対し無条件かつ遅たいなく同地域から撤退するよう要請しました。加盟国に対しては、南アフリカが同地域から即刻撤退しなければならなくなるような効果的措置をとるよう訴えました。総会と安全保障理事会は共に、南アフリカが、1967年、破壊活動法の下に37人のナミビア人を裁判したことを厳しく非難しました。

1969年3月20日、安全保障理事会はナミビアから直ちに撤退するよう南アフリカに要求しました。決議264（1969）で、理事会は「南アフリカ政府がこの決議の規定に従わない場合、安全保障理事会は国連憲章の関連規定に従って必要な手段または措置を決定するために即刻会合する」と決定しました。

1967年11月3日、総会は南ローデシアの「非合法政権」を引き続き支援しているとして南アフリカを厳しい言葉で非難し、また南ローデシアに駐留する南アフリカ軍を非難しました。1967年12月13日、総会は南アフリカ政府に財政、経済、技術援助を行なわないよう世界銀行に繰り返し要請しました。1967年12月14日には、専門機関や国連機関が同国政府にいかなる援助も拒否すべきだとの勧告を行ないました。

1968年12月2日、総会は決議2396（XXIII）で「アパルトヘイト反対者への残忍な迫害……および自由の闘士の取扱い」を心配し、「政治犯の残酷な、非人道的、下劣な取扱い」に対して南アフリカ政府を厳しく非難しました。さらに、総会は南アフリカへ「移住、特に熟練工や技術者が流入する」のを阻止し、また南アフリカ政府または南アフリカでアパルトヘイトを実行している団体との「教育、スポーツ、その他の交歓を停止する」ようすべての国に要請しました。

1968年12月19日、総会は決議2439（XXIII）によって南アフリカと依然として外交、通商、軍事、文化関係を維持している国の行動を再び非難しました。

総会や他の国連機関の決議に対して南アフリカはどのように反応していますか。

南アフリカ政府はアパルトヘイトに関する数多くの国連の決定を無条件に拒否し、その政策に強く反対する世界の世論を無視してきました。南アフリカはしばしば、国連がアパルトヘイトを取上げるのは主権国家の内政に対する明白な干渉である、と述

べてきました。

アパルトヘイトに関する国連の決定に抗議して、南アフリカはILO、FAO、ユネスコから脱退し、またアパルトヘイトに関する国連の各種活動に関連した費用を支払わないと発表しました。南アフリカはまた、国連ナミビア理事会が同地域を訪問するのを許可しませんでした。

国連加盟国は、南アフリカのアパルトヘイト問題に対して、どんな立場をとっていますか。

特別報告者によると、「今では、南アフリカにおけるアパルトヘイト政策は国際的関心事であり、これらの政策は国際平和を脅かし、それは非難されべきものである、との事実上の意見の一致が加盟国の中にみられ、積極的な反対運動が進められている。また、アパルトヘイト政策を放棄させ、その犠牲者を援助するための具体的な国際措置が不可欠であることに関しても一般的合意がみられる。ある措置は実際に全会一致の支持を受け、他は大多数から賛成されている。」⁽⁸⁾

特別報告者はさらに次のように述べています。他方、「国連はこの問題の取扱いに行きづまっている。大多数の加盟国は、平和的解決をもたらず唯一の手段は憲章第7章の下に南アフリカ政府に対して経済制裁を課すことである、と強く感じている。そのような制裁を行なうには、安全保障理事会の行動と加盟国、特に南アフリカとの主要貿易国の完全な協力が必要である。これらの貿易国には安全保障理事会の常任理事国、すなわちイギリス、アメリカ、フランスが含まれているが、彼等は、南アフリカの事態は、現在、憲章第7章の規定する平和への脅威ではなく、経済制裁は複雑かつ高価につき、またそれは望まれている目的を達成するものではない、との立場をとっている。結果として、安全保障理事会による行動には、必要な意見の一致がみられないままとなっている。」⁽⁹⁾

アパルトヘイトの問題について国連は1969年にどんな手段をとろうとしていますか。

1968年、総会は、アパルトヘイト政策特別委員会に対してアパルトヘイト反対の国際運動を一層強力に進めるよう要請し、事務総長に対しては、南アフリカに国連広報センターを設置し、国連の目的を広く知らせるよう要請した他、アパルトヘイトに反対したために処刑された人、投獄された人、家宅捜査を受けた人、禁足あるいは追

放をうけた人々の名簿を作成すること、およびアパルトヘイトに反対して投獄された人々に対する政府や役人の残虐行為の数々の実例をすべて記録にとどめるよう要請しました。

総会は再度、すべての専門機関および国際機関、殊に世界銀行および国際通貨基金に対し、南アフリカがアパルトヘイトをやめるまでは、同国に対する財政、経済、技術その他の援助をさし控えるよう訴えました。また、「南アフリカの抑圧的、差別的な法律によって迫害された」人々に対して、法律的保护、教育などの援助の手をさしおけるためにつくられた国連南アフリカ信託基金に対する寄付をもとめました。国連信託基金は、現在、南アフリカ人難民の救済活動を行なっています。

南アフリカがアパルトヘイト政策をやめるような傾向は、少しもみられないのですか。

1968年4月1日、フォルスター首相は次のようにのべています。「南アフリカは負け犬になりたくはないし、また、変化も望んでいない。現在あるがままの姿でいたい。……われわれに対してなされる要求を……みたくとも出来ないし、また、みたくすべきでもない。というのは、それはこの世からわれわれの存在をまっ殺することをいみするからである。」⁽⁶⁾

南アフリカ政府は、これまでに、アパルトヘイトを強化する法律を新たにどんどん成立させています。たとえば、政治的干渉禁止法では複数人種で構成する政党を禁止し、有権者個別代表修正法では、議会における有色人の有権者代表を廃止することをきめ、また混合婚姻禁止法の改正によって、南アフリカ市民あるいは南アフリカ居住者は、人種の違う外国人との結婚を禁じられています。伝えられるところによれば、大学や公式の学生機関に人種排他的な学生団体のみを公認するよう強制する法案を通す計画が進行中とのことです。

国連事務総長は、「南アフリカ政府は、自国内で、ますます頑固にその政策を強化しているばかりか、その隣りの地域、特にナミビアおよび南ローデシアでその人種哲学の影響を強化、拡大しようとしてきている」と語っています。⁽⁷⁾

アパルトヘイト政策が「うまくいっていない」といった徴候はありませんか。

南アフリカは、1968年にアパルトヘイトをさらに強化しましたが、特別報告者によ

れば、南アフリカ政府自身が、「ますます多くの点でうまくいっていないことを認め」ざるをえなかった、とのべています。ランド・デイリー・メール紙は、同政府は「何かと口実をつけては、人種分離のための人および住宅の移転を強行するという考えを大巾に変えてしまった。云ってみれば、政府は本来のアパルトヘイトを投げ出して、正確には精神的アパルトヘイトとでもいえるものにとりかえた」と書いています。

特別報告者によれば、アフリカ人を都市域から彼等の「故国」^{ホームランド}へ帰らせようという政府の政策は、夢物語にすぎないことが判明しました。というのは、^{ホームランド}故国への移住者の多くはすぐに労働許可を申請して、契約労働者としてヨーロッパ人地域に帰ってくるからです。ランド・デイリー・メール紙は、「すでに都市付属のアフリカ人街とされるはずであった地域が、今ではアフリカ人地域とすることを要求され、^{ホームランド}故国としての地位を与えられている。こうしてここへ移転してきた多くのアフリカ人達は統計上の数字をととのえるために——そして宣伝のために——^{ホームランド}故国に帰ったということにされてしまう」と書いています。

特別報告者も、南アフリカ政府は「バンツスタンを地理的に1か所にまとめるというのをあまり云わなくなった代りに、この頃は、^{ホームランド}「故国」は、いくつかの仕切られた地域の集まりであってもよいなどと云いはじめている。大ていの場合「白人」地域にかこまれ、互いに離れ離れにされているこれらの地域が、将来独立できるかどうかは別としても、せめて一体どうやって完全な内政自治をえるのか説明されていない」とのべています。⁽⁴⁾

国際連合は、南アフリカ人社会に対して将来どうい路綫をとらせようと考えているのですか。

特別報告者によれば、「国際連合の諸機関は、南アフリカの原住民が、人種、皮膚の色、あるいは信条にかかわらず人権と基本的自由とを享受できるような解決を目指して努力することを明らかにし、また「全南アフリカ人と協議して国全体としてその将来を決定できるようにしなければならない」と宣言した。しかし、国連が南アフリカが将来進むべき新たな道の青写真をひくことはさし控えている。というのは、民主的方法で自由に協議し、決定を下すのは南アフリカ人自身の権利だからである。」⁽⁵⁾

この件を検討するために安全保障理事会が指名した専門家グループは、1964年に次のように述べました。「もし今すぐ新路綫がひかれるなら、人権を保証し、民主的政体を規定する憲法の下ですべての南アフリカ人が政治的正義と自由とをもつことも今

ならまだ可能であると信じる。雇用、居住、移動の制限を廃止すれば、大規模な工業、農業の繁栄のみちがひらけるであろう。……軍隊や抑圧政策のための経費をへらすことによって開発と福祉に多額の出費が可能となる。そしてもし、教育の機会均等がみとめられるならば、大変な量の人間の能力と技術とが創造され、実のある平和的進歩に貢献するであろう。」⁽⁸⁾

アパルトヘイト特別委員会は1965年報告で、次のように述べています。「もし南アフリカ政府と同国の少数派である白人が一定期限内にその路線を進んで変更するならば……南アフリカの非白人は変革の方法を討議することを歓迎するだろうし、国際社会は平和的移行を容易にし、全南アフリカ人の安全と合法的利益を守るために適切な協力をする用意があることは疑いない。……人種差別の正当性を否定するにはある種の困難がともなうこと、および、白人少数者達は、人種差別なき社会への平和的移行の間に、合法的に何らかの保証をもとめるだろうということに世界世論は理解を示すであろう。けれども、国民の多数者と話し合いすら行なおうとせず、まったく無法な解決を力づくで押しつけようとする政府の態度は、世界が認めることのできないものである。」⁽⁹⁾

引用文献リスト

1. 人種差別に関する特別研究, 特別報告者: ヘルナン・サンタ・クルス
Special study of racial discrimination in the political, economic, social and cultural spheres: draft report submitted by the Special Rapporteur, Mr. Hernan Santa Cruz, to the Sub-Commission on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities, 25 July 1968 (United Nations document E/CN.4/Sub.2/288).
2. 南アフリカのアパルトヘイト, アパルトヘイト特別委員会報告
Apartheid in South Africa: Summary of the Report of the Special Committee on the Policies of Apartheid of the Government of the Republic of South Africa (United Nations publication, Sales No. 63. I .42)
3. アフリカ南部のアパルトヘイトと人種差別, 人権委員会特別報告者
Study of *apartheid* and racial discrimination in southern Africa: report of the Special Rapporteur of the Commission on Human Rights, 22 November 1967 (United Nations documents E/CN.4/949 and Corr.1; Summary, OPI/335).
4. アフリカ南部のアパルトヘイトと人種差別, 人権委員会特別報告者
Study of *apartheid* and racial discrimination in southern Africa: report of the Special Rapporteur of the Commission on Human Rights, 17 December 1968 (United Nations documents E/CN.4/979 and Add.1 and 6).
5. アパルトヘイトの影響, ユネスコ編
Apartheid—Its Effects on Education, Science, Culture and Information (Paris, United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, 1967).
6. アパルトヘイト特別委員会報告
Report of the Special Committee on the Policies of *Apartheid* of the Government of the Republic of South Africa, 11 October 1968 (United Nations document A/7254, S/8843).
7. アパルトヘイト特別委員会報告
Report of the Special Committee on the Policies of *Apartheid* of the

- Government of the Republic of South Africa, 18 October 1967 (United Nations documents A/6864 and Add. 1; S/8196 and Add. 1).
8. 南アフリカの労働組合権の侵害に関する申立て
Allegations regarding infringements of trade union rights in the Republic of South Africa: report of the Ad Hoc Group of Experts established under resolution 2 (XXIII) of the Commission on Human Rights, 15 February 1968 (United Nations document E/4459).
 9. 国連アパルトヘイト室の研究
Study prepared by the United Nations Unit on *Apartheid*.
 10. 特別専門家作業グループの報告
Report of the *Ad Hoc* Working Group of Experts set up under resolution 2 (XXIII) of the Commission on Human Rights, 27 October 1967 (United Nations document E/CN.4/950)
 11. 事務総長年次報告序文 (邦語訳, 国連広報センター刊)
Introduction to the Annual Report of the Secretary-General on the Work of the Organization: 18 June 1967-15 June 1968 (OPI 338-20991).
 12. 南アフリカ共和国の軍隊と警察
Note on military and police build-up in the Republic of South Africa: review of developments since the Special Committee's report of 17 October 1967, 21 February 1968 (United Nations document A/AC.115/L.214).
 13. 南アフリカ共和国政府のアパルトヘイト政策, 南アフリカ国連代表
The policies of *apartheid* of the Government of the Republic of South Africa. Letters from the Permanent Representative of South Africa to the United Nations addressed to the Secretary-General, 11 August 1967 (United Nations document A/6688).
 14. アパルトヘイト国際セミナーの広報に関する南アフリカ国連代表ステートメント
Statement by the South African Permanent Mission to the United Nations on United Nations publicity to proceedings of the International Seminar on *Apartheid*, Racial Discrimination and Colonialism in Southern Africa (Kitwe, Zambia), 1967 (Press release KPA/P/1/679, 11 September 1967).

15. 国際貿易1966年, ガット

International Trade 1966:1967 GATT Report (Geneva, Secretariat of the Contracting Parties to the General Agreement on Tariffs and Trade 1967).

16. 南アフリカ共和国での外国投資

Foreign Investment in the Republic of South Africa (United Nations publication, Sales No. E.68. II .K.8).

17. 国連におけるアパルトヘイト問題

Review of United Nations Consideration of Apartheid (United Nations publication, Sales No. 67. II .K.12).

以上の文献は下記に備えられ、一般公開されています。御利用下さい。

国際連合広報センター 東京都千代田区大手町 新大手町ビル411 (電211—1026)

国連寄託図書館 東京都千代田区永田町1—14 国立国会図書館 国連官庁資料室 (電581—1161代)

東京都文京区本郷7丁目3—1 東京大学附属図書館内
(電812—2111)

京都市下京区塩小路通新町 関電ビル内(電371—8141内277)

札幌市北8条西5丁目 北海道大学経済学部内(電71—2111)

仙台市片平町75 東北大学附属図書館内 (電23—5111)

広島市千田町 広島大学附属図書館内 (電41—1225)

北九州市小倉区 小倉中央図書館内 (電57—2314)

東京都千代田区永田町 (電581—2331)

神戸市灘区六甲台町 神戸大学経済経営研究所内

福岡市西新町 西南学院大学附属図書館内

尚、アパルトヘイトにかんする日本語資料に以下があり、上記国連寄託図書館に備えられている他、国連広報センターに在庫があります。御入要の方はセンターへおたずね下さい。

1. アパルトヘイト——その実体と国連の行動, 1969年, 34頁
2. 人種差別の実体, アパルトヘイトとは……1968年, 33頁
3. アパルトヘイトと南アフリカ共和国の弾圧政策, 1968年, 15頁

昭和四十四年九月二十五日 印刷
昭和四十四年九月三十日 発行

発行者

国際連合広報センター

〒100 東京都千代田区大手町二ノ四

新大手町ビル 四一〇一号

電話二一〇二六ノ九番